

小国町公共施設等用途別管理計画

平成30年5月
小 国 町

目 次

第1章 計画策定にあたり	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
第2章 基本的な方針	3
1 対象施設	3
2 計画期間	3
3 取り組みの方向性	3
4 基準	4
5 目標	5
第3章 用途別の整理	7
1 用途別の区分	
第4章 用途別の評価と分類	9
1 行政系施設	9
2 学校教育系施設	10
3 文化・スポーツ系施設	12
4 レクリエーション・観光施設	13
5 産業系施設	15
6 保健・福祉・医療施設	16
7 公営住宅	17
8 その他の施設	18
9 インフラ系施設	20
第5章 対策の内容	23
1 長期間使用していく施設	23
2 処分等を検討していく施設	24
3 今後検討していくもの	26

第1章 計画の策定にあたり

1 計画の目的

町は、平成28年度に小国町公共施設等総合管理計画を策定し、公有財産※1として管理する建物やインフラ系施設※2の今後の維持管理のあり方について基本的な方針を整理しました。

小国町公共施設等総合管理計画に基づき公共施設等の適正な管理を推進していくため、小国町公共施設等用途別計画（以下「用途別計画」という。）及び小国町公共施設個別計画（以下「個別計画」という。）を策定することとしています。

用途別計画は、公共施設等を用途別にとらえ、現状と課題を整理した上で、各施設を適正に管理していくための考え方を整理するものです。

個別計画は、用途別計画で今後も長期に渡って活用すると位置づけられた施設について、具体的な長寿命化や改修等の実施に向けた計画等を整理するものです。すでに策定されている橋梁や道路、下水道施設等の長寿命化計画もこれにあたるものとします。

※1 公有財産

地方公共団体（町）が保有する土地、建物、及び道路や上下水道などを公有財産とといいます。この計画では土地以外の公有財産を対象としています。

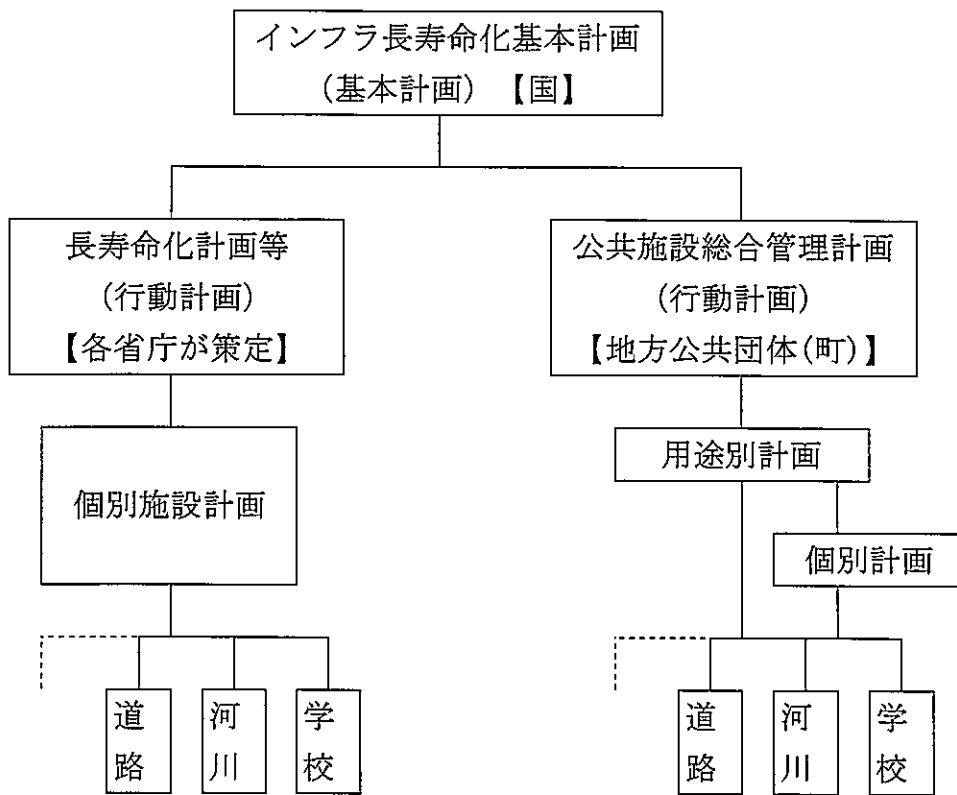
また、公有財産は、行政財産と普通財産に分けられます。行政財産は、庁舎や学校、公営住宅など住民サービスの行政目的があり公用又は公共の用に供するものとされています。普通財産は、住民サービス等の目的がない町の財産です。

※2 インフラ系施設

住民の社会生活の基盤となる、道路や橋梁、公園、上下水道などをインフラ、又はインフラ系施設とといいます。

2 計画の位置づけ

この計画は、公共施設の総合的・計画的な管理や利活用に関する基本的な方針を定めた「小国町公共施設等総合管理計画」に基づいた計画で、施設別計画と合わせて国の計画体系の個別施設計画にあたるものと位置づけます。



第2章 基本的な方針

1 対象施設

本計画の対象となる施設は、小国町公共施設等総合管理計画で対象とした建物に平成29年度中に取得した防災行政無線局舎を加えた158施設及びインフラ系施設とします。

なお、小国町公共施設等総合管理計画では、公園や上下水道といったインフラ系施設と付帯する建物（公園トイレ、上水道・簡易水道や下水道等に関連する建物）とは別個に分類されますが、本計画では、インフラ系施設の検討に付帯する建物を盛り込む一方で、インフラ系施設として区分される浄化槽を本体となる建物の検討に含むこととします。

2 計画期間

小国町公共施設等総合管理計画は平成29年度から平成39年度までの11年間を計画期間としています。

用途別計画においては、平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間とします。具体的な対策については、前期、後期に分け、5年ごと見直しを行うものとします。

3 取り組みの方向性

それぞれの施設は、その設置に係る目的や経緯等が異なっているため、用途がおなじでも画一的、統一的な整理がしにくいものがあることから、小国町公共施設等総合管理計画で整理された基本的な方針に則り、個々の判断をその都度行っていくことも必要になります。

また、地区やコミュニティ等の活動と深く結びついた施設もあり、関係者の意見をよく聞き方向性を検討していくことも必要です。

そのため、用途別計画においては、用途別に各施設について設置目的、老朽度等を勘案し、次の3つに大別します。

- ① 施設を今後も長期間使用していくもの
- ② 役目を終えた等の理由により処分等を検討するもの
- ③ このいずれかの判断を今後の情勢変化の中で検討していくもの

加えて、①長期間使用するもの及び③今後検討していくものと位置づけられた公共施設等については、適正管理に向けた方策の検討を行うとともに、②処分等を検討するものについては、民間や地元への移管や地方債を活用した除却計画等を検討するものです。

なお、個別計画においては、①の長期間使用していくと整理されたもののうち、大規模改修事業や長寿命化事業といった事業等を計画する際に具体的な検討を行うこととします。

4 基準

①長期間使用するもの、②処分等を検討するもの、③今後検討していくものの区分にあたっては、次の基準によることとします。施設によっては建物の棟や部分で構造や活用方法が異なっているものもあり、1つの建物を複数に区分する場合もあります。

(1) 設置目的

役場庁舎や消防施設、学校など施設の設置が義務づけられるものや、施設の必要性が高いものは、①に区分します。

温泉健康館や片洞門休憩所などのように当初の目的を達しているもの、あるいは役目を終了しているもの、温泉や水源の枯渇などによる施設機能の維持ができなくなったものについては、廃止を検討する②に区分します。

小玉川淡水魚種苗生産施設や各地区の活性化センターといった特定の地域やコミュニティ組織のために設置された施設や民間が主体となって利活用していく方が設置目的に即するような施設については、譲渡や管理替えといった処分を検討する②に区分しますが、関係者の意見をよく聞きながら調整していく必要があるものについては③に区分します。

また、施設によっては、社会や行政の役割の変化に伴って設置の意義や目的が変化してきているものや、新たな利活用を検討していく必要があるものもあり、これらも③に区分します。

(2) 耐震性

現在、町が保有する建物面積の21.2%が旧耐震基準※3の建物となっています。将来的には施設面積の削減が必要なこと、公共施設においては利用者の安全を最優先することから、耐震基準を満たさない施設で施設の利用状況が少ないものは、原則的に②に区分し廃止を含め検討します。

旧耐震基準の建物であっても、利用状況が多いものや設置の必要性が高いものについては①に区分しますが、施設の統合や配置転換を図り耐震基準を満たさない建物を廃止していくことや、耐震診断や診断に基づく改修などの対策を講じていきます。

(3) 利用状況

利用が多い施設及び利用が少なくても設置義務等があるものは、①に区分します。また、現在建替等が計画されている施設については①に区分し

ます。

一方で、利用者が多いものの、再配置や統合によってより効率的な施設運営を目指す必要があるもの、あるいは耐用年数が近づいていて、建替の検討が必要なものについては③に区分します。

近年利用されていない施設で、今後の利用計画がないものや耐用年数※₄が超過、あるいは耐用年数が近づいているものについては、②に区分します。

設置義務などが無い施設で、利用者が大きく減少している施設は、今後の施設のあり方について検討する必要があるため、③に区分します。

※3 旧耐震基準と新耐震基準

昭和56年5月31日まで適用されていた旧耐震基準は、震度5強程度で倒壊しないことが求められていましたが、それ以降に適用された新耐震基準では震度5強程度ではほとんど損傷を受けず、かつ、震度6強～7程度の地震でも倒壊・崩壊するおそれがない耐震性が求められています。

※4 耐用年数

耐用年数は、建物や道路、機械などのように減耗や老朽化していく資産（償却資産）について、利用に耐える年数をいいます。法律で標準となる耐用年数が構造や用途別に定められています。

建物の寿命については、適切な時期に外壁や屋根などの主要な構造部の補修や改造を行うことで、耐用年数を超えて使用することができます。

○ 耐用年数の例（建物）

構造、用途	細目	耐用年数
鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）	事務所用	50年
鉄骨造（S造）	事務所用	38年
木造（W造）	事務所用	24年

5 目標

(1) 公共施設の総量の削減

本町の公共施設の特徴として、小国町公共施設等総合管理計画では、建物の延べ床面積が113,932.82㎡と大きく、町民一人あたりの延べ床面積が13.9㎡と全国平均（3.4㎡）の約4倍あることがあげられています。

これは、地域特性を活かしながら様々な財源を確保しつつ積極的なまちづくりを行ってきた結果であります。また、都市部に比べて民間サービスなどが充足していない本町で、全国平均を目標に施設を削減することはできません。

しかしながら、将来的に財政状況が厳しくなることが見込まれる中で、現在の施設をそのまま維持しつつ、かつ、新たな行政ニーズに応えていくことは困難であり、公共施設の総量を削減していくことが必要になっていきます。

当面の目標として、老朽化した施設や役目を終えた施設については、将来的な整備、管理コストを考慮するとともに、施設の目的や活用状況を勘案しながら、今後10年間で延べ床面積を10%削減することを目標とします。また、これにより大規模改修や施設更新にかかるコストも10%削減します。

(2) 施設の耐震性の確保

ハザードマップにおける本町の想定震度は最大で震度6強で、利用者の安全を確保していくため、新耐震基準が適用されていない昭和56年以前に建築された建物については、今後10年間で更新や用途廃止を行うなどして、新耐震基準を満たしていない施設が一般共用されることを解消します。

(3) 施設の適正な管理

公共施設等は、安全、安心を前提に行政ニーズに応えていく必要があります。施設をより長い期間、安全に活用していくことは、行政のコストを抑えながら行政サービスを提供していくことにつながります。このため、壊れてから直すのではなく予防的な維持修繕の手法を取り入れ、施設の長寿命化を図っていきます。

また、施設の管理においては、これまで取り組んできた指定管理による施設運営に加え、関連する専門分野を一括して外部委託する包括管理委託の方式など新たな手法を取り入れて施設の適正な管理を行っていきます。

第3章 用途別の整理

1 用途別の区分

公共施設等総合管理計画では、建物に係る施設用途を大区分として16区分、インフラ系施設は10区分にしています。

施設数が少ないものや区分ごとの関連性が高いものがあることから、用途別計画では建物に係る施設用途を8区分に再編するとともに、公園のトイレや上水道の配水施設などインフラ系施設に付帯する施設については、インフラ系施設に含めます。

一方で、インフラ系施設のうち、浄化槽については建物に含めて対応していくこととし、インフラ系施設に係る用途は、9区分とします。

○ 建物に係る用途別区分

公共施設等総合管理計画			用途別計画	
大区分	主な施設	施設数		
1 行政系施設	庁舎、消防施設等	52	1 行政系施設	
2 学校教育系施設	学校、旧学校等	14		
3 町民文化施設	おぐに開発総合センター	1	3 文化、スポーツ系施設	
4 社会教育系施設	民俗資料館	1		
5 スポーツレクリエーション施設				
	スポーツ施設	町民総合体育館等	5	4 レクリエーション観光施設
	レクリエーション観光施設	健康の森、りふれ等	18	
6 産業系施設	温水造成施設等	16	5 産業系施設	
7 子育て支援施設	おぐに保育園等	3	6 保健・福祉・医療施設	
8 保健・福祉施設	健康管理センター等	3		
9 医療施設	小国町立病院	1		
10 公営住宅	町営住宅等	7	7 公営住宅	
11 その他	斎場、町営バス車庫等	14	8 その他	
12 公園	都市公園トイレ棟	7	インフラ系施設に含む	
13 上水道施設	長沢水源地等	5		
14 簡易水道施設	簡易水道配水池	5		
15 下水道施設	小国浄化センター等	3		
16 工業用水道施設	管理棟、ポンプ場等	3		
		158		

○インフラ系施設に係る用途別区分

公共施設等総合管理計画		用途別計画
1 町道	道路部、橋梁、トンネル	1 町道
2 農道	道路部	2 農道
3 林道	道路部、橋梁	3 林道
4 集落道	道路部	4 集落道
5 公園	都市公園、農村公園等	5 公園（建物含む）
6 簡易水道	配水管、導水管	6 簡易水道（建物含む）
7 上水道	配水管、送水管、導水管	7 上水道（建物含む）
8 下水道	汚水管	8 下水道（建物含む）
9 工業用水道	配水管、導水管	9 工業用水道（建物含む）
10 浄化槽		（建物に含まれる）

第4章 用途別の評価と分類

1 行政系施設

(1) 現状と課題

行政系施設は、役場庁舎及び分庁舎、消防ポンプ庫、防災無線基地局舎があります。

役場庁舎は、昭和61年に完成し築32年が経過し、現在、外壁や配管等の改修を進めています。分庁舎は築28年が経過し、1階を上下水道事業用に使用し、2階は井ノ下土地改良区に事務所として貸し出しています。

役場庁舎は、現在、外壁補修等の修繕を年次的に実施していますが、庁舎、分庁舎とも屋根、外壁、電気、給排水設備といった基本的な部分について大規模な改修が必要な時期にきています。

消防ポンプ庫は、広範な町域に点在している集落に49箇所配置され、築年数は最高59年のものもあります。火災等の災害にいち早く対応するために集落ごとに整備されていますが、人口の減少に伴う消防団の再編などを見据えつつ老朽施設の更新等を行っていく必要があります。

防災無線局舎は、平成28年度の行政防災無線の整備に伴い山形県から購入し、建設から37年が経過しています。沖庭山山頂付近という冬期間などにメンテナンスができない場所に立地しているため、計画的な維持保全が必要になっています。

(2) 維持管理修繕更新等にかかる経費に充当可能な財源見込み

維持・修繕 行政財産目的外使用料、コピー機使用料等

更新等 地方債（一般単独事業債、過疎対策事業債、緊急防災減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債等

(3) 管理に関する基本的な方針

役場庁舎は、町民サービスや防災上の基幹となる施設として位置づけられ、耐用年数まで相当の期間があるため①に区分して計画的な維持保全を行います。施設規模が大きいことから改修経費が多額になること、改修期間中も行政サービスを継続する必要があることなどから、改修事業は年次計画で分割して行います。

消防ポンプ庫や行政防災無線局舎についても①とし、施設を維持していくものとしませんが、消防ポンプ庫の整理にあたっては、地域における消防団体制の状況等を踏まえ、将来にわたる機動的な消防防災力の強化向上を

目指し、組織再編等も含め検討していきます。

建物名	建物数	築年数	延床面積(㎡)	構造	耐震	区分
役場庁舎	1	32	5,405.15	RC	新	①
役場分庁舎	1	28	281.54	S	新	①
消防ポンプ庫	49	59 ～ 1	9.92 ～ 49.59 計 924.32	W、 CB、 RC、 軽量S	新 旧	①
防災無線局舎	1	37	69.49	RC	新	①
合計	52		6,680.50			

注1 構造欄の凡例

W：木造、S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造、CB：コンクリートブロック造、
軽量S：軽量鉄骨造、その他の標記は複数の構造を組み合わせたもの

注2 耐震欄の「新」は新耐震基準、「旧」は旧耐震基準、「耐」は耐震改修済の建物

注3 区分欄の①は、施設を今後も長期間使用していくもの

区分欄の②は、役目を終えた等の理由により処分等を検討するもの

区分欄の③は、今後の情勢変化の中で検討していくもの

注4 注1～注3は、以下の表においても同じ。

2 学校教育系施設

(1) 現状と課題

本町では、広大な町土の中に集落が点在していることや地形的な環境にも配慮しながら、学校を地域コミュニティの拠点施設の1つとして位置づけ、旧来から結びつきが深い地域に学校を設置してきました。また、道路除雪が安定的に行われなかった時代には、小中学校に冬期寄宿舍が設置されていました。

この結果、学校教育系施設の面積が町の建物面積の1/3を占めるとともに、町民一人あたりの延べ床面積が大きくなる要因となっています。

現在、小中学校は、統合により小学校1校、中学校1校、小中併設校1校になっています。小国小学校は竣工後の経過期間が少なく、小国中学校は耐震改修が実施済みです。小国中学校と叶水小中学校は築後40年前後経過しており、今後、維持補修が必要になることが予想されます。

閉校した学校の校舎は、建物の一部が地域のコミュニティ活動に使用さ

れたり、防災拠点施設として位置づけられたり、地域における新たな役割を果たしていますが、多くは使用頻度に比べ施設規模が大きく維持管理経費が多額であり、また、耐震基準を満たさない建物もあります。

寄宿舎は、木造施設であり、耐用年数を超過していることに加え、長期間使用されていないため、施設の損傷が予想されます。

(2) 維持管理修繕更新等にかかる経費に充当可能な財源見込み

維持・修繕 なし

更新等 各種補助金、地方債（義務教育施設整備事業債、過疎対策事業債、公共施設適正管理推進事業債、一般単独事業債等）

(3) 管理に関する基本的な方針

小国小学校及び小国中学校については、耐震基準を満たしているため、①に区分します。叶水小中学校については、統合に関して地域懇談会が継続して議論されているため、①に区分します。

閉校校舎については、耐震基準を満たさない旧小国小学校・玉川小中学校足中分校・沖庭小学校の木造部分などについては、安全面を鑑み②とし、処分方法としては解体撤去することを基本とします。

耐震基準を満たし、耐用年数まで使用可能な施設については、③に区分し、閉校時からこれまでの議論や地元の意向、管理コストなど多方面からの検討を加えることとします。

寄宿舎については、木造施設で耐用年数を超過していますので②とします。ただし小国中学校寄宿舎及び旧玉川小中学校寄宿舎は、備品保管庫や民間への貸付が行われているため、これらの用途が解消した時点で検討します。

建物名	建物数	築年数	延床面積 (㎡)	構造	耐震	区分
小国小学校	1	4	9,779.60	SRC	新	①
小国中学校	1	40	5,576.00	RC	耐	①
叶水小中学校	1	39	1,457.58	RC	新 旧	① ①
旧小国小学校	1	52	6,043.00	RC	旧	②
旧北部小中学校	1	46	2,759.00	RC	新 旧	③ ②

旧小玉川小中学校	1	33	3,163.00	RC	新	③
旧白沼小中学校	1	37	1,767.06	RC	旧	②
旧玉川小中学校足中分校	1	51	888.00	S	旧	②
旧玉川小中学校	1	29	2,535.00	RC	新	③
旧伊佐領小学校	1	27	1,628.00	RC	新	③
旧沖庭小学校	1	57	2,695.00	RC・W ・S	新 旧	③ ②
旧小国中学校寄宿舎	1	39	233.48	W	旧	②
旧北部小中学校寄宿舎	1	43	248.58	W	旧	②
旧玉川小中学校寄宿舎	1	33	258.93	W	新	②
合 計	14		39,032.23			

3 文化・スポーツ系施設

(1) 現状と課題

おぐに開発総合センターは、まもなく耐用年数超過となり、現在建て替えが計画されています。民俗資料館は、元法務局の施設を購入し、民俗資料の収蔵展示場所として利用しています。

小国町民総合体育館は、平成27年度に耐震改修を実施しています。小国町民総合体育館及びスポーツ交流センターは、大規模改修が必要な時期になっており、屋根や外壁、給排水設備、体育設備の改修が課題になっています。

屋内運動場及びパークゴルフ場管理棟は建設後間もない施設ですが、今後も適正な施設管理が望まれます。

(2) 維持管理修繕更新等にかかる経費に充当可能な財源見込み

維持・修繕 施設使用料等

更新等 各種補助金、地方債（過疎対策事業債、一般単独事業債等）

(3) 管理に関する基本的な方針

おぐに開発総合センターは、現在、町で建て替えが検討されている施設ですので①に区分します。

そのほかの施設については、文化スポーツ施設として維持管理していく必要があり①に区分します。

建物名	建物数	築年数	延床面積(㎡)	構造	耐震	区分
おぐに開発総合センター	1	49	2,424.81	RC	旧	①
民俗資料館	1	35	284.43	RC	新	①
小国町民総合体育館	1	38	4,511.46	SRC	耐	①
屋内運動場(あいべ)	1	5	1,900.52	S	新	①
スポーツ交流センター(アスネット)他	1	24	1,453.13	S	新	①
水源の郷交流広場パークゴルフ場管理棟	1	5	59.49	W	新	①
横根スキー場監視所	1	28	218.70	W	新	①
合計	7		10,852.54			

4 レクリエーション・観光施設

(1) 現状と課題

レクリエーション・観光施設は、本町の優れた自然や景観、地域の資源などをいかした町づくりのために積極的に整備が進められてきました。

これらの施設には、整備から年数を経過しており、機能的に現在の要求水準を満たしていないものもあります。また施設によっては老朽化が進み改修の必要が生じているものもあります。

中でも、平成29年度をもって廃止した温泉健康館や、現在休止している片洞門休憩所は、今後の管理のあり方が課題になっています。

これらの施設では、片洞門休憩所、郷土の森公衆トイレ、北俣岳避難小屋管理棟及び古田伝統文化等保存伝承施設を除いて、指定管理者制度を導入し民間の力を活用した管理運営が図られています。

(2) 維持管理修繕更新等にかかる経費に充当可能な財源見込み

維持・修繕 各施設使用料

更新等 各種補助金、地方債（過疎対策事業債、一般単独事業債等）

(3) 管理に関する基本的な方針

国民宿舎飯豊梅花皮荘、マタギの里体験交流センター(梅花皮荘浴室棟)、川入荘、飯豊山荘については、自然湧出する天然温泉掛け流しという貴重な資源を活用した施設であり、今後も継続する必要がありますが、配置や機能面に課題があり、飯豊山荘と近接する天狗平ロッジを含めて、統合、改修、建替を含めた検討をしていく必要がありますので③に区分します。

平成29年度をもって廃止した温泉健康館については、現在の施設が木造であり、耐用年数を超過している状況にあることから、処分を行う②に区分します。

健康の森横根は、入り口にある管理棟が耐用年数を超過し、その他の施設についても木造のため耐用年数が近づいていますので③に区分します。

りふれ、オートキャンプ場、郷土の森公衆トイレ、北俣岳避難小屋管理棟は、一定の利用がありますので①に区分します。

片洞門休憩所は、現在休止しており、新耐震基準前の建物ですので②に区分します。

おぐに地域産業館（あいあい）他は、道の駅関連施設ですが、現在、再整備の計画が検討されており①に区分します。

間瀬パーキングエリアは、国が実施した公衆トイレの設置と連動して町が整備した施設です。水源の郷交流館、マタギの郷交流館、金目伝承館及び古田伝統文化等保存伝承施設と合わせ、地域やコミュニティの活動と連動した利用がなされており、今後の施設運営を検討していくため③に区分します。

建物名	建物数	築年数	延床面積(㎡)	構造	耐震	区分
国民宿舎飯豊梅花皮荘	1	40	1,603.99	RC	旧	③
川入荘	1	37	334.00	S	旧	③
飯豊山荘	1	35	1,228.83	S	新	③
天狗平ロッジ	1	28	486.00	RC	新	③
マタギの里体験交流センター	1	21	672.12	W・RC	新	③
温泉健康館（ゆ〜ゆ）他	1	27	2,506.01	S・W	新	②
健康の森横根(森林総合管理施設)他	1	39	963.94	W・RC	旧 新	③
りふれ（研修棟）他	1	26	2,816.76	SRC	新	①
オートキャンプ場	1	23	586.61	W	新	①
片洞門休憩所	1	38	81.16	W	旧	②
郷土の森公衆トイレ	1	21	25.10	RC	新	①
おぐに地域産業館(あいあい)他	1	29	1,639.85	W	新	①
北俣岳避難小屋管理棟	1	18	16.00	S	新	①
間瀬パーキング	1	19	65.10	W	新	③
水源の郷交流館	1	12	366.04	W	新	③

マタギの郷交流館	1	13	244.42	W	新	③
金目伝承館	1	23	134.15	W	新	③
古田伝統文化等保存伝承施設	1	22	195.00	W	新	③
合 計	18		13,965.08			

5 産業系施設

(1) 現状と課題

産業系施設は、農産物加工施設や市野沢放牧場監視舎といった農林水産物等の生産や活用に係る施設と、基幹集落センターや活性化センター、農作業準備休憩施設といった地域の集会施設に大別されます。

農産物加工施設、小玉川淡水魚種苗生産施設、及び、市野沢放牧場監視舎、並びに、集会施設は、整備の段階で財源とした補助金等の要件から公共施設として位置づけられましたが、それぞれの利用団体等があり将来的には管理主体の検討が課題となっています。

木地の里交流促進センターは、りふれ等の施設と一体で指定管理制度を導入しています。また、活性化センター及び農作業準備休憩施設については地域団体を指定管理者としています。

また、施設によっては耐用年数が超過しているものや、旧耐震基準のものがあり、施設を今後も使用していくためには適正な施設管理が課題となっています。

(2) 維持管理修繕更新等にかかる経費に充当可能な財源見込み

維持・修繕 放牧場使用料

更新等 各種補助金、地方債（過疎対策事業債、一般単独事業債等）

(3) 管理に関する基本的な方針

農産物加工施設及び市野沢放牧場監視舎は、産業育成のため今後も必要な施設ですが、管理主体の検討が必要であるため③に区分します。

木地の里交流促進センター、及び、温水造成施設は、それぞれ、りふれや役場庁舎と一体的に管理運営されていることから①に区分します。

小玉川淡水魚種苗生産施設は、設置当初の契約により利用者に譲渡することが定められていますので、②に区分します。

集会施設は、地域等が管理している施設が多いことから将来管理主体を検討していく必要があるため、③に区分します。

建物名	建物数	築年数	延床面積(㎡)	構造	耐震	区分
農産物加工施設	1	21	225.22	W	新	③
木地の里交流促進センター	1	21	317.29	W	新	①
木質バイオマスエネルギー温水造成施設	1	9	194.33	S	新	①
小玉川淡水魚種苗生産施設	1	35	174.23	S	新	②
市野沢放牧場監視舎	1	50	26.14	CB	旧	③
基幹集落センター	1	43	440.06	RC	旧	③
玉川高齢者コミュニティセンター	1	34	324.00	S	新	③
越中里活性化センター	1	25	189.28	W	新	③
今市活性化センター	1	19	226.40	W・RC	新	③
舟渡活性化センター	1	20	367.70	W・S	新	③
五味沢活性化センター	1	25	180.53	W	新	③
徳網活性化センター	1	24	121.60	W	新	③
樋倉農作業準備休憩施設	1	23	124.33	W	新	③
鷺農作業準備休憩施設	1	24	118.53	W	新	③
折戸農作業準備休憩施設	1	24	154.14	W	新	③
足中克雪管理センター	1	38	285.45	S	旧	③
合 計	16		3,469.23			

6 保健・福祉・医療施設

(1) 現状と課題

本町の保育施設は、現在、民間保育所2園、公立保育所1園となっており、あさひ保育園は平成27年度から、叶水保育園は平成29年度からそれぞれ休止しています。

おぐに保育園は、築40年近く経過していることや少子化が進む中、民間保育所との役割分担を検討していく必要があります。あさひ保育園は北部地区振興事務所として活用されていますが、叶水保育園は、現在使用されていません。また、白沼老人憩いの家は、施設の老朽化や利用状況の低下があり、現在の行政ニーズと合っていないことが考えられます。

健康管理センター、町立病院、及び、老人保健施設は、町民の保健、医療、福祉、介護に重要な施設ですが、建築から20年近く経過していますので、適切な施設管理とともに、社会環境や町民ニーズの変化に対応していくことが求められています。

- (2) 維持管理修繕更新等にかかる経費に充当可能な財源見込み
 維持・修繕 利用者負担金（保育料）等
 更新等 各種補助金、地方債（過疎対策事業債、一般単独事業債等）

(3) 管理に関する基本的な方針

おぐに保育園は、旧耐震基準の建物で老朽化も進んでいることと、民間保育所との役割分担を検討していく必要があることから③に区分します。

あさひ保育園、叶水保育園は、建物用途の再検討や施設の再配置を検討することが必要になっていて、③に区分します。また、白沼老人憩いの家は旧耐震基準であること、当初の役割を終えていることから②に区分します。

健康管理センター、町立病院、及び、老人保健施設は、①に区分しますが、社会環境の変化に応じて今後のあり方の検討も行っていく必要があります。

建物名	建物数	築年数	延床面積 (㎡)	構造	耐震	区分
おぐに保育園	1	39	1,375.88	S	旧	③
あさひ保育園	1	22	287.50	W	新	③
叶水保育園	1	20	230.11	S・W	新	③
健康管理センター	1	19	1,624.00	RC	新	①
老人保健施設（温身の郷）	1	18	4,037.00	RC	新	①
白沼老人憩いの家	1	40	343.40	S	旧	②
町立病院	1	19	3,671.00	RC	新	①
合 計	7		11,568.89			

7 公営住宅

(1) 現状と課題

本町では、昭和初期から工業化が急速に進んだことや、冬期間における交通確保のための世帯分離などにより、町中心部に居住が集中したことから、アパート等の需要が多く、公営住宅が建設されてきました。

現在は、民間のアパートや高齢者向けの共同住宅などが増えたことから、町が公営住宅を設置していく意義も変化してきています。

その一方で、町営住宅幸町団地や小坂町勤労者住宅、岩井沢勤労者住宅は、建築後50年前後経過しており老朽化が進んでいて、今後のあり方を

検討する時期に来ています。

(2) 維持管理修繕更新等にかかる経費に充当可能な財源見込み

維持・修繕 住宅使用料、公営住宅家賃収入補助金

更新等 社会資本整備総合交付金、地方債（公営住宅建設事業債等）

(3) 管理に関する基本的な方針

町営住宅と勤労者住宅は、町住宅施策の柱の1つであり今後とも継続していく必要があります。その一方で、民間の賃貸住宅の供給が質、量とも拡大してきていますので、旧耐震基準の建物については入居者がいなくなった時点で廃止することとし、②に区分します。

建物名	建物数	築年数	延床面積(㎡)	構造	耐震	区分
町営住宅小坂町団地	1	29	1,707.00	RC	新	①
町営住宅幸町団地	1	47	1,118.24	W	旧	②
あけぼの高齢者住宅	1	15	317.70	W	新	①
あけぼの団地	1	18	2,187.20	RC	新	①
小坂町勤労者住宅	1	52	572.10	RC	旧	②
岩井沢勤労者住宅	1	49	919.37	RC	旧	②
西勤労者住宅	1	31	2,046.68	RC	新	①
合計	7		8,868.29			

8 その他の施設

(1) 現状と課題

その他の施設は、上記の区分に属さない建物がすべて分類されています。

西勤労者住宅付帯駐車場、小国町斎場、町営バス車庫、除雪センターは、それぞれ、町の事業やサービスを提供する施設です。医師住宅や交流バス車庫は、病院や役場等に付帯する施設で、これらの施設は、サービス提供のため適正な維持管理が課題となっています。

YBCラジオアンテナ中継基地は、ラジオの難視聴解消のため町が整備し、ラジオ局に貸し付けしている施設で、今後、機器や構築物の更新、改修時期を迎えます。

下請共同作業所と冬季共同駐車場は、地域コミュニティ対策として整備

されましたが、社会環境の変化により、当初の役割は終了している施設です。

町営住宅（旧営林署官舎）、観光事業用備品保管施設、栄町町有建物、旧北部小中学校教員住宅は、行政サービスのための施設では無い町の財産（普通財産）として管理され、一部は財産運用のために貸出しされていますが、いずれも老朽化しており今後の維持が難しい面があります。

- (2) 維持管理修繕更新等にかかる経費に充当可能な財源見込み
 維持・修繕 駐車場使用料、斎場使用料、普通財産貸付料
 更新等 各種補助金、地方債（過疎対策事業債、一般単独事業債）

(3) 管理に関する基本的な方針

西勤労者住宅付帯駐車場、小国町斎場、町営バス車庫、除雪センター、医師住宅、及び、交流バス車庫は、行政サービスの提供を行う施設であり①に区分します。

現在、多様なメディアが発達しラジオの視聴者は多いとはいえませんが、災害時の情報収集などでラジオの重要性が高まっている面があります。YBCラジオアンテナ中継基地は、この後も必要な施設と考えられますが、設置管理のあり方を検討していく必要があるため③に区分します。

下請共同作業所と冬季共同駐車場については、当初の目的を終了していますが、地域による管理がなされており、地域の意見を聞きながら今後のあり方を検討していく必要がありますので③に区分します。

町営住宅（旧営林署官舎）、観光事業用備品保管施設、栄町町有建物、旧北部小中学校教員住宅については、普通財産であり、行政サービスを提供するための計画がありませんので②に区分します。

建物名	建物数	築年数	延床面積(㎡)	構造	耐震	区分
西勤労者住宅付帯駐車場	1	10	12,064.08	S	新	①
小国町斎場	1	10	407.80	RC	新	①
町営バス車庫	1	4	555.75	RC	新	①
除雪機械格納庫（除雪センター）	1	27	698.00	S	新	①
医師住宅	1	5	796.93	W	新	①
交流バス車庫	1	24	104.57	S	新	①
YBCラジオアンテナ中継基地	1	22	28.80	RC	新	③

下請共同作業所	1	36	379.62	S	旧	③
足中冬季共同駐車場	1	39	160.65	S	旧	③
新股冬季共同駐車場	1	39	160.65	S	旧	③
町営住宅（旧営林署官舎）	1	40	46.98	W	旧	②
観光事業用備品保管施設	1	47	223.10	S	旧	②
栄町町有建物	1	48	159.90	RC	旧	②
旧北部小中学校教員住宅	1	37	178.20	W	旧	②
合 計	14		15,965.03			

9 インフラ系施設

(1) 現状と課題

インフラ系施設は、町道、林道などの道路、公園、上下水道、工業用水道があります。インフラ系施設は、町民の日常生活の基盤となる施設で、365日24時間利用できるように適正に維持していく必要があります。

また、道路や水源地などは山間部にもあり、豪雨や豪雪といった災害にも強く、万一被災した場合も迅速な復旧が求められます。

本町の道路は、広い町土に分散する集落を結び、大きな延長となっています。その一方、除雪作業や冬期の凍結などにより傷みが進みやすく、整備から相当年数経過している路線もあるため、計画的な補修や舗装の打ち替えが必要になっています。

公園は、都市公園の総合スポーツ公園と二ノ宮公園を除き、施設や設備が少ない広場的なものが多くなっています。

上水道と簡易水道は、将来的には、節水志向の高まりや人口減少により水需要が減少していくことが考えられます。将来にわたって安定して安全な水を供給するため、現在、新水源地の整備が進められています。また、水道管の中には老朽化して漏水の危険性が高い箇所もあるため更新が課題になっています。

下水道は、町中心部を公共下水道で、周辺部を合併浄化槽で対応する計画になっています。公共下水道は、今後、下水管渠、終末処理場などについての整備から維持更新の時期を迎えます。

工業用水道は、整備が完了していますが、設備等の更新期を迎えていて、大規模な改修を行っていく必要があります。

(2) 維持管理修繕更新等にかかる経費に充当可能な財源見込み

維持・修繕 道路占用料、上下水道料金、工業用水道使用料等
 更新等 各種補助金、地方債（過疎対策事業債、上水道事業債、下水道事業債、一般単独事業債、公共施設適正管理推進事業債等）

(3) 管理に関する基本的な方針

インフラ系施設を適正に維持管理していくには、専門性の高い技術や知識をもった人材が必要で、町職員の技術育成を図り、直営での維持管理を行うことに加え、専門性が高い分野では委託などにより外部人材を活用していきます。

町道については、道路の2次改良が必要な路線もありますが、施設の維持を主眼として、すでに策定している橋梁や舗装の長寿命化計画に基づき、計画的に事業を行っていきます。

上下水道及び工業用水道についても、すでに作成している水道施設、下水道施設、及び、工業用水道施設の長寿命化計画に基づき計画的に施設設備の更新を行っていくとともに、簡易水道事業や下水道事業においては、企業会計への移行を視野に、より企業的な管理運営を図っていきます。

施設及び建物	数量	架数	延長・面積	構造	
町道 道路部	306 路線		259,693.63m		
橋梁	176 橋		3,934.53m		
トンネル	4 箇所		1,982.00m		
農道	1 路線		540.00m		
林道 道路部	29 路線		94,801.00m		
橋梁	21 箇所		285.90m		
集落道	1 路線		148.60m		
公園 都市公園	10 箇所		28.88ha		
都市公園トイレ棟	7 施設	12 ～ 31	85.64 m ²	RCC BW	
農村公園	9 箇所		2.03ha		
児童公園	3 箇所		0.38ha		
簡易水道 導水管、配水管			32,950.00m		
配水池	5 施設	18-54	40.44 m ²	RC	

上水道	導水管、送水管、配水管			56,008.90m		
	長沢水源地	1施設	44	102.04 m ²	RC	
	大宮送水場	1施設	29	22.10 m ²	RC	
	赤芝水源地	1施設	29	7.50 m ²	RC	
	赤芝浄水場	1施設	8	46.51 m ²	RC	
	水道資材倉庫	1施設	47	34.42 m ²	CB	
下水道	汚水管			37,750.24m		
	小国浄化センター	1施設	18	2,504.49 m ²	SRC	
	中継ポンプ場	2施設	20	116.78 m ²	RC	
工業用水道	配水管、導水管			2,503.90m		
	管理棟	1施設	23	457.56 m ²	RCR	
	ポンプ場	1施設	23	45.34 m ²	CRC	
	浄水設備	1施設	23	162.00 m ²		

第5章 対策の内容

1 長期間使用していく施設

①に区分した施設は、今後とも長期間使用していくことが想定されますが、現状のまま継続していくことなく、次の点について留意します。

(1) 点検、診断等の実施方針

施設等の耐用年数は1つの目安であり、管理状況が悪ければ劣化が進み、耐用年数に達する前に危険な状況になることがあります。逆に、日常的な手入れや点検に加えて、適切に維持補修していくことによって耐用年数を超えても建物の機能が維持されます。

公共施設等総合管理計画では、事後保全型の維持管理から予防保全型の修繕へ移行し、施設の長寿命化を図ることとしています。

具体的には、建築基準法や消防法等に基づく各種の定期点検等を行うとともに、専門家による耐震診断や施設、設備等の診断を行い、建物が安全で機能的な状態を維持するために、改修や修繕の時期と内容が適切なものになるように調整していきます。

(2) 行政サービス水準の検討

これらの施設は設置義務があるものや、行政サービスを直接行っている施設のため、施設を存続していくものであっても、町民の行政サービスへの変化や、社会情勢の変化を捉えながら、施設の用途や配置の変更なども含め、施設の機能のあり方について検討していきます。

今後、財政状況が厳しくなることが予見されており、場合によっては行政サービスの縮小も議論されることが想定されます。また、建替や新規施設の整備にあたっては、その施設の維持は将来にわたる新たなコストとなります。

そのため、拡大、縮小いずれの場合でも、町民から幅広く意見を聞きながら事業を実施していきます。

地域に配置された冬季共同駐車場施設が道路環境の整備により当初の目的を終えているように、隣接市町村とのアクセスや情報通信の利便性も向上していますので、施設機能について広域的な観点から検討していきます。

また、以前は、公共施設は直接管理することが原則でしたが、近年、指定管理やPFIなど民間が主体となった管理運営方法が採用されつつあります。さらには、施設の管理のみを複数項目外部委託する包括管理など新たな手法も出てきていますので、町としてもこれらの取り組みを進めていきます。

2 処分等を検討していく施設

②に区分し、今後処分を検討していくこととした施設については、今後10年間をめどに次のとおり処分を進め、18,000㎡（現在保有する施設面積のうち約15%）の施設を対象に削減を図ります。

(1) 管理替え

施設名	面積 (㎡)	備考
小玉川淡水魚種苗生産施設	174.23	
旧北部小中学校教員住宅	178.20	
計	352.43	

公共サービスの中にも社会情勢の変化に伴い、福祉や住宅施策の分野などのように民間サービスのウェイトが大きくなってきているものがあります。また、指定管理の導入などのように地域やコミュニティづくり、産業育成の施設についても公的管理から民間主導の管理へと変わってきているものがあります。

地域やコミュニティが主体となって管理運営しているものや、その活動に密接に関わるものについては、地域やコミュニティなどに譲渡していきます

公共施設は適正な価格での譲渡を行うことが原則ですが、施設と地域やコミュニティとの関わりなどを考慮して、地方自治法第237条又は小国町有財産の交換、譲与、無償貸し付けに関する条例等の関係法令に基づく減額譲渡や無償譲渡についても検討していきます。

(2) 統合、縮小の推進

施設名	面積 (㎡)	備考
温泉健康館（ゆ〜ゆ）他	2,506.01	
計	2,506.01	

施設の役割が少なくなっている、変化してきているなどの理由で処分を検討していく必要が生じた場合、別の施設と統合することで、サービス水準の低下を抑えながら、統合先の施設と一体となって稼働率を上げていくことを検討します。

また、利用が見込まれる施設の一部だけを残して、その他の部分を廃止や転用するなどして、施設規模を減らしながら利用を図っていく方法についても検討します。

温泉健康館については、現施設について一旦廃止したうえで、従来の温泉、休養のための観光施設としてではなく、運動機能のあり方に視点をあてて検討し、施設の縮小、効率化を図ります。

(3) 用途廃止、除却

施設名	面積 (㎡)	備考
旧小国小学校	6,043.00	
旧北部小中学校	1,342.00	旧耐震基準部分
旧白沼小中学校	1,767.06	
旧玉川小中学校足中分校	888.00	
旧沖庭小学校 (木造部分等)	940.00	旧耐震基準部分
旧小国中学校寄宿舎	233.48	
旧北部小中学校寄宿舎	258.58	
旧玉川小中学校寄宿	248.93	
片洞門休憩所	81.16	
白沼老人憩いの家	343.40	
町営住宅幸町団地	1,118.24	
小坂町勤労者住宅	572.10	
岩井沢勤労者住宅	919.37	
町営住宅 (旧営林署官舎)	46.98	
観光事業用備品保管施設	223.10	
栄町町有建物	159.90	
計	15,185.30	

行政サービスをしない施設 (普通財産) にあつては、これまでも譲渡等による処分を行ってきました。この方法は、売却によって財源を確保していく効果もあります。

施設が危険であつたり、損壊等により周辺に悪影響を及ぼす可能性がある施設は除却を進めます。除却は、資源リサイクルや、最終処分など法に基づく処理が必要なため多額の財源が必要になり、地方債の活用を検討していきます。

施設を休止や廃止しても、除却等をすぐに行えない場合は最小限の管理を行います。周辺の環境に悪影響を及ぼさないように施設を閉鎖するか、風害や雪害による被害が出ないように対策を講じていきます。

3 今後検討していくもの

③に区分した施設については、本計画（前期）の間に関係者の意見の聴き取りなどを行いながら、施設管理の方向性について検討を深めていきます。その際、利用者や、関係者と十分に調整を行います。

また、将来的に処分を検討していく施設であっても、利活用を行う間は、原則として長期間使用する施設と同様に管理を行い、利用者の安全や便益の確保を行うこととします。